

退職者医療制度について

会社などを退職して国民健康保険に加入し、厚生年金などを受けている65歳未満の人とその被扶養者の人は、退職者医療制度で医療を受けることになります。医療機関での自己負担は、本人・家族とも3割負担です。

<対象となる人>

退職被保険者(本人)

- 1) 国民健康保険に加入している人
- 2) 65歳未満の人
- 2) 厚生年金や各種共済組合等の年金を受給している人で、その加入期間が20年以上、または40歳以降に10年以上ある人

退職被扶養者(家族)

- 1) 国民健康保険に加入している人
- 2) 65歳未満の人
- 3) 退職被保険者本人と同一世帯にいる直系尊属、配偶者、3親等内の親族、または配偶者の父母、子
- 4) 年間の収入が130万円未満(60歳以上の人、障害者は180万円未満)であり、退職被保険者本人に扶養されている人

<申請に必要なもの>

- 1) 年金証書(厚生年金、共済年金等の加入期間が確認できるもの)
- 2) 保険証
- 3) 印鑑

—お願い—

退職者医療制度は、本人の自己負担と保険税のほか、職場の健康保険などからの拠出金が財源となっています。退職者医療制度の対象となっているにもかかわらず届出がないと、健康保険からの拠出金で負担すべき医療費分まで国保が負担することになります。みなさんの負担軽減にもなりますので、対象となったら必ず届出をお願いします。